

# 第18回全国障害者スポーツ大会（福井しあわせ元気大会）

## 陸上競技実施要領

### 1 競技規則

平成30年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 2 練習

#### (1) 場所

原則、補助競技場で行い、投てき競技（ビーンバッグ投を除く）については、野球場または補助球場で行う。

#### (2) 使用方法

ア 車いすを使用する練習は、第1、第2レーンを周回使用する。（第3レーンにカラーコーンを設置する。）

イ スタートおよび短距離練習は、ホームストレート側の第7、第8レーンを使用する。リレーの練習は、第4、第5レーンを使用する。リレーの練習をする際は、他の練習の妨げにならないよう配慮する。

ウ ランニングは、インフィールドの芝生を使用する。

エ 走高跳の練習は、インフィールドの走高跳ピットを使用する。

オ 立幅跳および走幅跳の練習は、指示されたピットを使用する。

カ スラロームの練習は、指定された場所を使用する。

キ ビーンバッグ投の練習は、インフィールドの指定されたピットを使用する。

ク ソフトボール投・ジャベリックスローの練習は、指定された練習場（野球場）を使用する。

ケ 砲丸投の練習は、補助球場内の砲丸投専用ピットを使用する。

#### (3) 留意事項

ア 大会当日のウォームアップは、定められた場所・方法で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特にトラックの横断は決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する

イ 投てき練習場については、各チームの監督またはコーチが必ず付き添い、事故のないよう責任を持って行う。

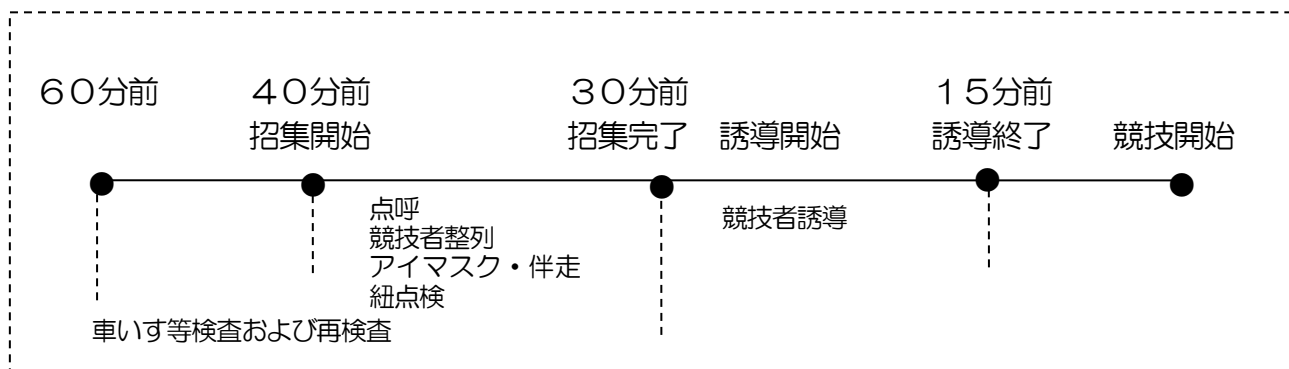
### 3 招集

(1) 招集場所は、第4ゲート付近とする。

(2) 招集の流れは競技開始予定時刻を基準として、次のとおりとする。

(3) 伴走者の持つ紐は、招集所において長さを確認する。

(4) 障害区分24の者が装着するアイマスクは、招集所において光がもれないか競技役員が確認するとともに、不正なアイマスクを持ち込まないよう手荷物検査を行う。



### (3) 招集の方法

- ア 競技者は、競技開始予定時刻の40分前から30分前までに点呼を受ける。代理は認めない。
- イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、整列して誘導を待つ。
- ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は棄権したとみなし、競技に出場することができない。
- エ リレー種目に出場するチームは、招集完了時刻60分前までに、オーダー用紙2枚（同じ物）に記入し、テクニカルインフォメーションセンター（以下、TIC）に提出する（オーダー用紙は事前に配布する。）。

## 4 車いすの検査（投てき台含む）

- (1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。
- (2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。
- (3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができる。

## 5 競技者の服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装（ランニングシャツ、トレーニングシャツ等）を着用しなければならない。リレーに出場するチームの競技者は、原則、同一のユニフォームを着用しなければならない。
- (2) 番号布（ナンバーカード）は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部および背部につける。ただし、跳躍競技の競技者は胸部または背部のどちらかに付けばよい。また、車いす使用の競技者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。
- (3) 腰ナンバー標識は、両腰（車いす競技者はヘルメットの両側、車いす50m競走に出場する競技者は両腕等）によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。
- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところによる（競技用靴のピンの長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投およびジャベリックスローは12mm以下とする等。）。なお、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

## 6 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障害区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。
- (2) 介助者の服装は運動靴および運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 伴走者は、50cm以内の伸縮性のない紐を持つこととする。
- (4) 競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。
- (5) カメラ・ビデオ・携帯電話もしくは類似の機器等を競技区域内で所持または使用することはできない。また、競技に関係のない物についても持ち込むことはできない。

## 7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所まで誘導された後、競技者解散所で解散とする。ただし、1位から3位までの入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所で表彰を受けた後、解散する。

## 8 競技方法

- (1) トラック競技の走路順または競技順およびフィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。
- (2) 50m、100m、200m、400m競走および4×100mリレーは、セパレートレーンで行う。ただし、視覚障害者（障害区分24）の50m競走は、オープンレーンで1名ずつ行う。
- (3) 800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまでセパレートレーンで行う。
- (4) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。なお、この場合において、再レースは行わずレースは成立したものとする。
- (5) 視覚部門の競走競技でセパレートレーンを使用する場合には、1人の競技者に2レーンを割り当てる。
- (6) 視覚障害者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響（電子音）または選手団で用意したものを使用することができる。
- (7) リレーの参加区分は、男女混合とする。
- (8) 走高跳を除くフィールド競技の試技は、3回までとする。
- (9) フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。ただし、競技運営の関係上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。
- (10) 視覚障害者（障害区分24・25）の立幅跳および投てき種目については、必要に応じて競技役員、競技補助員等が方向を指示する。ただし、立幅跳については声や音源による援助は行わない。
- (11) 視覚部門の障害区分24の者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクを装着しなければならない。アイマスクを外すことができるのは、審判が認めたと

きだけであり、無断で外す（顔から離したりめくったりする行為を含む）ことは認められない。意図的に外したと審判が認めた場合は失格とすることがある。

なお、転倒や接触など意図しない理由でアイマスクが外れた場合は、速やかに装着し直すものとし、失格としない。

(12) 走高跳において表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅については、審判長が決定する。

(13) 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意する。

(14) 砲丸投はローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行うが、車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回連続して投げる場合がある。

なお、1回の試技時間は、競技役員が投てき用器具を手渡した時点から1分間とする。

## 9 表彰

表彰式は、各組の競技終了後順次行う。

## 10 その他

(1) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。

(2) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後競技補助員が競技終了者待機所へ運ぶこととする。

(3) 抗議については、記録発表（大型スクリーンでの記録発表）の後、30分以内にTICまで申し出ること。その後の抗議は、一切受け付けない。

(4) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において決定する。